

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	49
契約番号	6農振財契第846号
件名	灯油の購入(単価契約)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎
概要	灯油 32,000ℓ (詳細は別紙仕様書のとおり)
契約期間	令和6年12月1日から令和7年3月31日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年11月18日(月) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年10月22日(火)午前10時から令和6年10月29日(火)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 研究企画室 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-5216

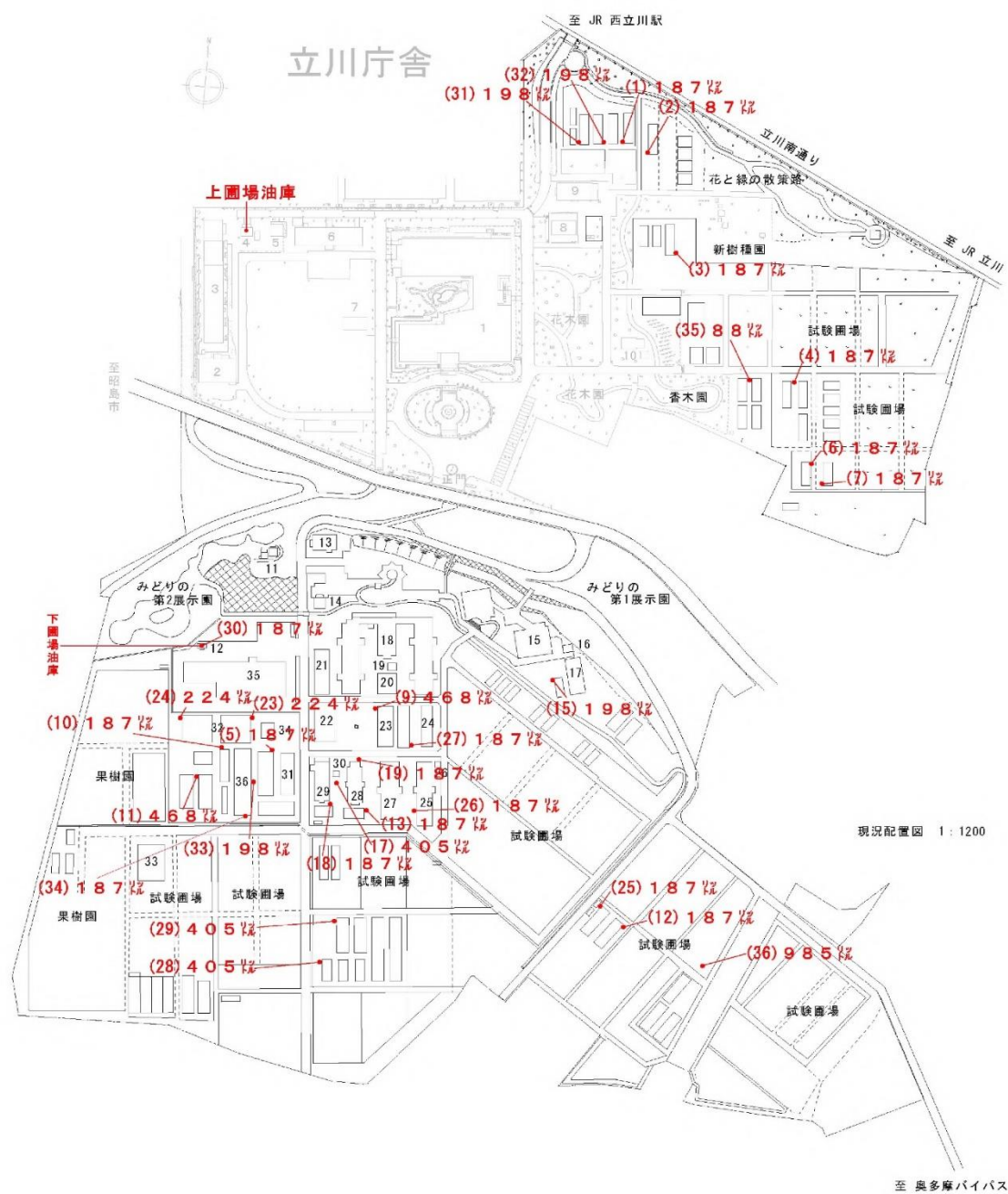
仕 様 書

1. 件 名 灯油の購入（単価契約）
2. 納入場所 東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎
別紙「灯油タンク配置図」のとおり
3. 契約期間 令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
4. 購入品名及び購入予定数量
灯油 32,000ℓ
5. 仕様内容
 - (1) 灯油を財団担当者からの依頼に応じ、別紙灯油タンク配置図の財団指定場所に配達、給油すること。配達は必ず依頼日から 2 日以内に対応すること。また、一定間隔で、灯油タンクの残量を確認し、タンクが空になる前に給油を行うこと。残量の確認方法は、巡回による目視等で確認をすること。
 - ①基本の配達時間は 8 時 30 分から 16 時 30 分までの時間内とし、研究や業務等に支障のないように行うこと。土曜日、日曜日、祝日などに給油を行う場合は、灌水当番職員が所持する携帯電話に事前に連絡の上、配達を行うこと。電話番号は契約締結の後に委託者より通知する。
 - ②財団圃場内の未舗装で、道幅は 1.6m 程度であるため、この通路でも安全に侵入が可能な車両を使用すること。また、財団敷地内では徐行運転を行い、事故のないよう注意すること。
 - (2) 荷姿はローリーとし、給油時の安全管理を徹底すること。また、誤給油等の事故が発生することの無いよう十分注意すること。
6. 支払方法
納品完了後に月毎に提出される納品書に基づき検査を行い、合格と認定した後、支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
7. その他
 - (1) 本契約には、運搬、納入等すべての費用を含むものとする。
 - (2) 受注者は、関係諸法令を遵守すること。

- (3) 受注者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、速やかに財団担当者に連絡のうえ、自らの負担により、復旧すること。
- (4) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。契約の解除及び契約の満了後においても同様とする。
- (5) 納入伝票は、給油の都度、タンク毎に発行し、財団職員の確認を受けるものとする。
- (6) 契約期間内において、発注数量が購入予定数量に達したときは、給油を停止し、財団担当者に報告すること。契約期間の満了を待たずにその時点で契約は打ち切りとする。また、発注数量が購入予定数量に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって契約は終了する。
- (7) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (8) 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - 1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - 2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (9) この契約に関して、疑義が生じた時、またはこの契約に定めのない事項については、財団と協議し決定すること。
- (10) 本契約の履行において物品の調達にあたっては、東京都グリーン購入推進方針（別紙）の事項に配慮すること。

8. 連絡先 〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
東京都農林総合研究センター 研究企画室
TEL 042-528-5216

灯油タンク配置図



灯油給油タンク指示一覧

No.	担当	給油指示	No.	担当	給油指示	No.	担当	給油指示
①	病虫		⑫	ﾊﾞｲﾃｸ		⑳	病虫	
②	病虫		⑬	ﾊﾞｲﾃｸ		㉑	花き	
③	病虫		⑮	花き		㉒	花き	
④	野菜		⑰	ﾊﾞｲﾃｸ		㉓	油庫	
⑤	野菜		⑱	ﾊﾞｲﾃｸ		㉔	病虫	
⑥	野菜		㉒	ﾊﾞｲﾃｸ		㉕	病虫	
⑦	野菜		㉔	野菜		㉖	野菜	
⑨	植木		㉕	野菜		㉗	野菜	
⑩	野菜		㉖	ﾊﾞｲﾃｸ		㉘	ｽﾏｰﾄ	
⑪	野菜		㉗	土肥		㉙	ﾊﾞｲﾃｸ	

参考写真



写真1 灯油タンク配置図②付近の未舗装道路



写真2 灯油タンク配置図⑩付近の未舗装道路



写真3 灯油タンク①187リットル



写真4 灯油タンク⑪468リットル



写真5 灯油タンク⑰405リットル



写真6 灯油タンク⑳224リットル



写真7 灯油タンク㉓198リットル

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの